

# 小諸市地域防災計画（修正案）

## 新 旧 対 照 表



## 第1編 総則

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
1	計画の目的、構成及び基本理念	3 3の3	<p><b>5 基本理念及び施策の概要</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ)～(シ) [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p><b>5 基本理念及び施策の概要</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか</u>、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ)～(シ) [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p><b>6 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等</b></p> <p>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</p> <p>このため、市及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。</p> <p>(1) <u>2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u></p> <p>(2) <u>自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
1	計画の目的、構成及び基本理念	3の3		<p>(3) <u>全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</u></p> <p>(4) <u>平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u></p> <p>(5) <u>プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u></p>

## 第2編 風水害対策編

### 第1章 災害予防計画

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
1	風水害に強いまちづくり	151 の2	<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 ア～カ [略]</p> <p>キ <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、</u>その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>ユ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 ア～カ [略]</p> <p>キ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。</u>さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>コ <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p>サ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
3	情報の収集・連絡体制計画	153 の2 153 の3	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「防災情報システム」の活用により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 防災行政無線等の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全<u>LTE (PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 「<u>長野県</u>防災情報システム」の活用により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(5) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 防災行政無線等の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全<u>モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(6) [略]</p>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)																																				
5	広域相互応援計画	159 の4	<p><b>1 相互応援協定等の締結等</b></p> <p>市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定等は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	〔略〕	〔略〕	〔略〕	災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	〔略〕	〔略〕	<p><b>1 相互応援協定等の締結等</b></p> <p>市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定等は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における避難施設としての使用に関する協定 (資料3-58)</u></td> <td><u>株式会社大栄製作所 石崎区長</u></td> <td><u>災害時等における住民等の一時的な避難所としての施設使用許可</u></td> </tr> <tr> <td><u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定 (資料3-59)</u></td> <td><u>日新電機株式会社東京支社</u></td> <td><u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u></td> </tr> <tr> <td><u>停電時における発電機の相互利用に関する協定 (資料3-60)</u></td> <td><u>軽井沢町 御代田町 立科町</u></td> <td><u>災害の発生により、各自治体が管理する下水道処理施設停電時の発電機の相互利用</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時の支援に関する協定 (資料3-61)</u></td> <td><u>小諸グリーンサービス株式会社 (株)川崎技研、竹花工業㈱、イー・ステージ㈱</u></td> <td><u>(1) 倒壊家屋の解体工事 (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理 (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ (4) 上記に関わる必要な事項</u></td> </tr> <tr> <td><u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定 (資料3-62)</u></td> <td><u>三機工業株式会社</u></td> <td><u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における飲料水提供に関する協定 (資料3-63)</u></td> <td><u>ダイドードリンコ株式会社</u></td> <td><u>災害時における飲料水の提供及び運搬</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	〔略〕	〔略〕	〔略〕	災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	〔略〕	〔略〕	<u>災害時における避難施設としての使用に関する協定 (資料3-58)</u>	<u>株式会社大栄製作所 石崎区長</u>	<u>災害時等における住民等の一時的な避難所としての施設使用許可</u>	<u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定 (資料3-59)</u>	<u>日新電機株式会社東京支社</u>	<u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u>	<u>停電時における発電機の相互利用に関する協定 (資料3-60)</u>	<u>軽井沢町 御代田町 立科町</u>	<u>災害の発生により、各自治体が管理する下水道処理施設停電時の発電機の相互利用</u>	<u>災害時の支援に関する協定 (資料3-61)</u>	<u>小諸グリーンサービス株式会社 (株)川崎技研、竹花工業㈱、イー・ステージ㈱</u>	<u>(1) 倒壊家屋の解体工事 (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理 (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ (4) 上記に関わる必要な事項</u>	<u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定 (資料3-62)</u>	<u>三機工業株式会社</u>	<u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u>	<u>災害時における飲料水提供に関する協定 (資料3-63)</u>	<u>ダイドードリンコ株式会社</u>	<u>災害時における飲料水の提供及び運搬</u>
協定名	協定締結先	応援内容																																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	〔略〕	〔略〕																																						
協定名	協定締結先	応援内容																																						
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	〔略〕	〔略〕																																						
<u>災害時における避難施設としての使用に関する協定 (資料3-58)</u>	<u>株式会社大栄製作所 石崎区長</u>	<u>災害時等における住民等の一時的な避難所としての施設使用許可</u>																																						
<u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定 (資料3-59)</u>	<u>日新電機株式会社東京支社</u>	<u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u>																																						
<u>停電時における発電機の相互利用に関する協定 (資料3-60)</u>	<u>軽井沢町 御代田町 立科町</u>	<u>災害の発生により、各自治体が管理する下水道処理施設停電時の発電機の相互利用</u>																																						
<u>災害時の支援に関する協定 (資料3-61)</u>	<u>小諸グリーンサービス株式会社 (株)川崎技研、竹花工業㈱、イー・ステージ㈱</u>	<u>(1) 倒壊家屋の解体工事 (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理 (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ (4) 上記に関わる必要な事項</u>																																						
<u>小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定 (資料3-62)</u>	<u>三機工業株式会社</u>	<u>大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施</u>																																						
<u>災害時における飲料水提供に関する協定 (資料3-63)</u>	<u>ダイドードリンコ株式会社</u>	<u>災害時における飲料水の提供及び運搬</u>																																						

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）									
5	広域相互応援計画	159 の5		<table border="1"> <tr> <td>災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 <u>(資料3-64)</u></td><td>佐川急便株式会社信越支店</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等への支援物資の配達計画策定及び配達の実施</li> <li>(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施</li> <li>(5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 <u>(資料3-65)</u></td><td>小諸市測量設計業連絡協議会</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務</li> <li>(2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 <u>(資料3-66)</u></td><td>一般社団法人ドローン減災士協会長野支部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時及び平常時において、ドローンを使用して実施する次の支援活動等</li> <li>(1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査</li> <li>(2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 市が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力</li> <li>(5) 前各号に規定するもののほか、市が同協会と協議のうえ、決定した事項</li> </ul> </td></tr> </table>	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 <u>(資料3-64)</u>	佐川急便株式会社信越支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等への支援物資の配達計画策定及び配達の実施</li> <li>(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施</li> <li>(5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供</li> </ul>	災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 <u>(資料3-65)</u>	小諸市測量設計業連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務</li> <li>(2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務</li> </ul>	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 <u>(資料3-66)</u>	一般社団法人ドローン減災士協会長野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時及び平常時において、ドローンを使用して実施する次の支援活動等</li> <li>(1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査</li> <li>(2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 市が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力</li> <li>(5) 前各号に規定するもののほか、市が同協会と協議のうえ、決定した事項</li> </ul>
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 <u>(資料3-64)</u>	佐川急便株式会社信越支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等への支援物資の配達計画策定及び配達の実施</li> <li>(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施</li> <li>(5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供</li> </ul>											
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 <u>(資料3-65)</u>	小諸市測量設計業連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務</li> <li>(2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務</li> </ul>											
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 <u>(資料3-66)</u>	一般社団法人ドローン減災士協会長野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時及び平常時において、ドローンを使用して実施する次の支援活動等</li> <li>(1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査</li> <li>(2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供</li> <li>(3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供</li> <li>(4) 市が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力</li> <li>(5) 前各号に規定するもののほか、市が同協会と協議のうえ、決定した事項</li> </ul>											

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
5	広域相互応援計画	160	<p><b>2 相互応援体制の整備</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(4)・(5)</u> [略]</p> <p><b>3 [略]</b></p> <p><b>4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</b></p> <p>県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、<u>資機材及び物資</u>等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>[後略]</p>	<p><b>2 相互応援体制の整備</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> [略]</p> <p><b>3 [略]</b></p> <p><b>4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</b></p> <p>県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の<u>選定、職員が自活できるような資機材や</u>物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>[後略]</p>
6	救助・救急・医療計画	162	<p><b>4 消防及び医療機関との連絡体制の整備</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に<u>努める。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p><b>4 消防及び医療機関との連絡体制の整備</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に<u>協力する。</u></p> <p>(4) [略]</p>
7	消防活動計画	163	<p>大規模<u>災害発生時</u>等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p><b>1 消防活動体制の整備・強化</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防体制の整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、<u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等</u>により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図る。</p>	<p>大規模<u>災害時</u>等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p><b>1 消防活動体制の整備・強化</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防体制の整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、<u>次の対策を実施し、人員の確保を図る。</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
7	消防活動計画	163	<p><u>エ 啓発活動により青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進とNPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p><u>オ [略]</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p><u>(ア) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。</u></p> <p><u>(イ) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p><u>(ウ) 消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p><u>エ [略]</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p>
9	要配慮者支援計画	171	<p><b>2 在宅者対策</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう働きかける。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、要配慮者利用施設等の管理者に対し、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。<u>その際、個人情報の保護に十分配慮する。</u></p>	<p><b>2 在宅者対策</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう働きかける。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>〔前略〕</p> <p>また、要配慮者利用施設の管理者に対し、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、<u>地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、</u>避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p><u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
9	要配慮者支援計画	171	<p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。</p> <p>(7) [略]</p> <p><b>3 要配慮者利用施設対策</b></p> <p>要配慮者利用施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対して、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やN P O・ボランティア、地元消防団、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p>	<p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は、<u>プライバシーの保護に十分配慮しつつ</u>、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。</p> <p><u>なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p><b>3 要配慮者利用施設対策</b></p> <p>要配慮者利用施設においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やN P O・ボランティア、地元消防団、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
9	要配慮者支援計画	173	<p>〔後略〕</p> <p>(6)～(9) 〔略〕</p> <p>〔要配慮者利用施設等〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、県及び市の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設等においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(6)・(7) 〔略〕</p>	<p>〔後略〕</p> <p>(6)～(9) 〔略〕</p> <p>〔要配慮者利用施設〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(6)・(7) 〔略〕</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
10	緊急輸送計画	176 177	<p><b>3 輸送体制の整備計画</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</p> <p>(5) [略]</p>	<p><b>3 輸送体制の整備計画</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図る。</p> <p>(5) [略]</p>
11	避難の受入活動計画	189 190 192	<p>〔前略〕</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>〔後略〕</p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(1) 避難体制の整備等</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の対応に関する情報を提供する。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕・〔企業等〕 [略]</p> <p><b>2 避難場所の確保</b></p> <p>(1) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>〔前略〕</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。</p> <p>〔後略〕</p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(1) 避難体制の整備等</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕・〔企業等〕 [略]</p> <p><b>2 避難場所の確保</b></p> <p>(1) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
11	避難の受入活動計画		<p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、L Pガスなどの常設に努める。<u>さらに</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮する。</p> <p>(14)～(23) [略]</p> <p><b>4～8 [略]</b></p> <p><b>9 在宅避難者等の支援</b></p> <p>次の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>(1) <u>在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。）</u></p> <p>(2) <u>親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。）</u> 加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれがあるため、<u>住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p><u>市は、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、指定避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u></p>	<p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ</u>、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努める。また、灯油、L Pガスなどの常設に努める。<u>なお</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮する。</p> <p>(14)～(23) [略]</p> <p><b>4～8 [略]</b></p> <p><b>9 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</b></p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、ホテル・旅館の活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
11	避難の受入活動計画	197		<p><u>況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p><u>(2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>(3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>
12	孤立防止対策	199	<p><b>6 備蓄</b></p> <p>備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。</p> <p>市は、避難所等への分散備蓄について配慮する。</p> <p>〔住民〕</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から<u>備蓄について配慮する</u>ものとする。</p> <p>(2) [略]</p>	<p><b>6 備蓄</b></p> <p>備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。</p> <p>市は、避難所等への分散備蓄について配慮する。</p> <p>〔住民〕</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から<u>最低1週間分の備蓄を行う</u>ものとする。</p> <p>(2) [略]</p>
13	食料品等の備蓄・調達計画	200	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、食料を持ち出せない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあっては最低1週間</u>。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、食料を持ち出せない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p><u>また、市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
14	給水計画	202	<p>〔前略〕</p> <p>また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>〔前略〕</p> <p>また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。</p> <p><u>なお、市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</u></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。</u></p> <p>(6) 〔略〕</p>
15	生活必需品の備蓄・調達計画	213	<p><u>災害発生時</u>には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて、必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 災害時において、物資が必要な場合には、流通業等の民間業者から調達することになる。市は、これらの業者と必要に応じて協議し、次に掲げるような物資について災害時に協力が得られるような体制づくりに取り組む。また、その際には、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ア 寝具（タオルケット、毛布等）</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>カ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）</p> <p>キ 〔略〕</p> <p>ク 感染症予防対策用資器材（アルコール消毒薬、不織布マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、非接触式体温計、<u>パーテーション</u>、簡易ベッド、換気用扇風機等）</p>	<p><u>災害時</u>には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて、必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 災害時において、物資が必要な場合には、流通業等の民間業者から調達することになる。市は、これらの業者と必要に応じて協議し、次に掲げるような物資について災害時に協力が得られるような体制づくりに取り組む。また、その際には、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ア 寝具（タオルケット、毛布、<u>エーベッド、段ボールベッド</u>等）</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>カ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ</u>、トイレットペーパー等）</p> <p>キ 〔略〕</p> <p>ク 感染症予防対策用資器材（アルコール消毒薬、不織布マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、非接触式体温計、<u>パーテイション</u>、簡易ベッド、換気用扇風機等）</p> <p><u>(2) 最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、第1編第5節「地震被害想定」の被害想定結果等を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
15	生活必需品の備蓄・調達計画	213	<p>(2) [略]</p>	<p>また、市は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</p> <p>(3) [略]</p>
16	危険物施設等灾害予防計画	214	<p><b>1 危険物施設災害予防</b></p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 既設の危険物施設（資料8-4参照）については、施設の管理者に対し、<u>風水害発生</u>時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p> <p>[前略]</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、<u>発災時</u>における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p><b>1 危険物施設災害予防</b></p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 既設の危険物施設（資料8-4参照）については、施設の管理者に対し、<u>災害時</u>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p> <p>[前略]</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、<u>災害時</u>における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
17	ライフライン施設災害予防計画	217	<p><b>2 下水道施設等の整備</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>[前略]</p> <p>また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>(5) [略]</p>	<p><b>2 下水道施設等の整備</b></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>[前略]</p> <p>また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>(5) [略]</p>
24	ため池災害予防計画	245	<p><b>1 施設の管理等</b></p> <p>(1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>カルテ</u>」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p><b>1 施設の管理等</b></p> <p>(1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>データベース</u>」の変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
27	防災知識普及計画	248	<p><b>1 住民等に対する防災知識の普及活動</b></p> <p>(1) 県が実施する計画</p> <p>ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>249</p> <p>(ア)～(ネ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>ク 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>[後略]</p> <p>ケ～サ [略]</p> <p>シ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2) 市が実施する計画</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>	<p><b>1 住民等に対する防災知識の普及活動</b></p> <p>(1) 県が実施する計画</p> <p>ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><b>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</b></p> <p>(ア)～(ネ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>ク 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<b>火山防災の日</b>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>[後略]</p> <p>ケ～サ [略]</p> <p>シ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2) 市が実施する計画</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
28	防災訓練計画	254	<p>災害時に被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>行うことが必要であるが、そのためには、</u>災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。</p>	<p>災害時に被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>とれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</u></p> <p><u>そこで、その教訓を学び、</u>災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。</p> <p><u>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>

## 第2章 災害応急対策計画

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)																																																												
1	非常参考職員の活動	404	<p><b>3 職員の参考</b></p> <p>(1) 動員配備人員の一般的基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td>産業振興部</td><td>商工観光課</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </tbody> </table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	[略]						産業振興部	商工観光課					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						<p><b>3 職員の参考</b></p> <p>(1) 動員配備人員の一般的基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td>産業振興部</td><td>商工観光課</td><td><b>課長</b></td><td><b>課長</b></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </tbody> </table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	[略]						産業振興部	商工観光課	<b>課長</b>	<b>課長</b>			[略]											
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																											
[略]																																																																
産業振興部	商工観光課																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
[略]																																																																
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																											
[略]																																																																
産業振興部	商工観光課	<b>課長</b>	<b>課長</b>																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																											
[略]																																																																
		408	<p><b>各部・班の事務分掌</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 (◎部長)</th><th>対策班 (◆班長/△副班長)</th><th>主な事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 ◎総務部長</td><td>総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]</td><td>[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 [略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>産業対策部 ◎産業振興部長</td><td>商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]</td><td>[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]</td></tr> </tbody> </table>	対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/△副班長)	主な事務分掌	総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]	[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 [略]	[略]	[略]	[略]	産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]	[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]	<p><b>各部・班の事務分掌</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 (◎部長)</th><th>対策班 (◆班長/△副班長)</th><th>主な事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 ◎総務部長</td><td>総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]</td><td>[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>産業対策部 ◎産業振興部長</td><td>商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]</td><td>[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/△副班長)	主な事務分掌	総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]	[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]	[略]	[略]	[略]	産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]	[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。																																				
対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/△副班長)	主な事務分掌																																																														
総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]	[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 [略]																																																														
[略]	[略]	[略]																																																														
産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]	[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]																																																														
対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/△副班長)	主な事務分掌																																																														
総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 △総務課長 △企画課長 [略]	[略] ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 <b>・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。</b> [略]																																																														
[略]	[略]	[略]																																																														
産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 △懐古園事務所長 [略]	[略] ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。																																																														
		410																																																														

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
2	災害直前活動	433 の3 434	<p><b>別紙1</b></p> <p><b>警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報</p> <p>ア 特別警報基準</p> <p>〔表 略〕</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>※参考 軽井沢の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (令和5年11月1日現在) 〔表 略〕</p>	<p><b>別紙1</b></p> <p><b>警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。</p> <p><u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報</p> <p>ア 特別警報基準</p> <p>〔表 略〕</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>※参考 軽井沢の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (令和6年11月1日現在) 〔表 略〕</p>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)																																		
2	災害直前活動	436	<p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 千曲川上流洪水予報</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上<sup>の</sup>状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>(2)・(3)</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上 <sup>の</sup> 状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(2)・(3)	〔略〕		3	〔略〕		<p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 千曲川上流洪水予報</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>(2)・(3)</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(2)・(3)	〔略〕		3	〔略〕	
種類	標題	概要																																				
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																				
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上 <sup>の</sup> 状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕																																				
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																				
(2)・(3)	〔略〕																																					
3	〔略〕																																					
種類	標題	概要																																				
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																																				
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 〔後略〕																																				
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																				
(2)・(3)	〔略〕																																					
3	〔略〕																																					

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)												
2	災害直前活動		<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td><td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、〔中略〕防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。〔後略〕</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p><b>別紙2 警報等伝達系統図</b></p> <p>2 水防警報(知事が行うもの)</p> <pre> graph LR     subgraph "水防本部"         direction TB         A[水防本部] --&gt; B[警報発表建設事務所]         B --&gt; C[水防管理団体]         B --&gt; D[長野地方気象台]         B --&gt; E[危機管理防災課]         B --&gt; F[警察本部]         B --&gt; G[国土交通省関係河川事務所]         B --&gt; H[放送・報道機関]         B --&gt; I[陸上自衛隊]     end     subgraph "警報発表建設事務所"         direction TB         B --&gt; C         B --&gt; D         B --&gt; E         B --&gt; F         B --&gt; G         B --&gt; H         B --&gt; I     end     C --&gt; J[佐久建設事務所]     J --&gt; K[水位・雨量観測所]     J --&gt; L[ダム・水門等管理者]     J --&gt; M[小諸警察署]     D --&gt; N[佐久地域振興局]     E --&gt; O[佐久地域振興局]     F --&gt; P[小諸警察署]     G --&gt; Q[国土交通省関係河川事務所]     H --&gt; R[放送・報道機関]     I --&gt; S[陸上自衛隊] </pre> <p>(注) -----は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 -----は、電子メールによる伝達を示す。</p>	種類	概要	〔略〕	〔略〕	流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td><td> <p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、〔中略〕防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。〔後略〕</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p><b>別紙2 警報等伝達系統図</b></p> <p>2 水防警報(知事が行うもの)</p> <pre> graph LR     subgraph "水防本部"         direction TB         A[水防本部] --&gt; B[警報発表建設事務所]         B --&gt; C[水防管理団体]         B --&gt; D[長野地方気象台]         B --&gt; E[危機管理防災課]         B --&gt; F[警察本部]         B --&gt; G[国土交通省関係河川事務所]         B --&gt; H[放送・報道機関]         B --&gt; I[陸上自衛隊]     end     subgraph "警報発表建設事務所"         direction TB         B --&gt; C         B --&gt; D         B --&gt; E         B --&gt; F         B --&gt; G         B --&gt; H         B --&gt; I     end     C --&gt; J[佐久建設事務所]     J --&gt; K[水位・雨量観測所]     J --&gt; L[ダム・水門等管理者]     J --&gt; M[小諸警察署]     D --&gt; N[佐久地域振興局]     E --&gt; O[佐久地域振興局]     F --&gt; P[小諸警察署]     G --&gt; Q[国土交通省関係河川事務所]     H --&gt; R[放送・報道機関]     I --&gt; S[陸上自衛隊] </pre> <p>(注) -----は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 -----は、電子メールによる伝達を示す。</p>	種類	概要	〔略〕	〔略〕	流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
種類	概要															
〔略〕	〔略〕															
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>															
種類	概要															
〔略〕	〔略〕															
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>															

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	446	<p>◎小諸市の災害情報連絡系統</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告(様式8)</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告(様式20)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 文化財</p>	<p>◎小諸市の災害情報連絡系統</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告(様式8)</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告(様式20)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 文化財</p>
		450	<p>(15)・(16) [略]</p>	<p>(15)・(16) [略]</p>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)																																																															
4	広域相互応援活動	471 473 の2	<p>〔前略〕</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p><b>6 受入体制の整備</b></p> <p>市は、円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p><u>また、</u>応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p>	<p>〔前略〕</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>1～5 〔略〕</p> <p><b>6 受援体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>(2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>(3) <u>市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p>																																																															
5	ヘリコプターの活用 計画	475	<p><b>1 出動手続の実施</b></p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td><u>アグスタAW139</u></td> <td><u>17</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td colspan="7">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手続要領 ア～オ 〔略〕</p>	種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>アグスタAW139</u>	<u>17</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	〔略〕							<p><b>1 出動手続の実施</b></p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td><u>レオナルドAW139</u></td> <td><u>14</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td><u>レオナルドAW139</u></td> <td><u>14</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td colspan="7">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手続要領 ア～オ 〔略〕</p>	種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>レオナルドAW139</u>	<u>14</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	県警ヘリコプター	<u>レオナルドAW139</u>	<u>14</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	〔略〕						
種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																													
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																													
県警ヘリコプター	<u>アグスタAW139</u>	<u>17</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																																													
〔略〕																																																																			
種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																													
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																													
県警ヘリコプター	<u>レオナルドAW139</u>	<u>14</u>	<u>○</u>			<u>○</u>																																																													
県警ヘリコプター	<u>レオナルドAW139</u>	<u>14</u>	<u>○</u>			<u>○</u>																																																													
〔略〕																																																																			

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
5	ヘリコプターの活用 計画	478	<p>カドクターヘリ 〔略〕</p> <p>平常時の手続き → 災害時の手続き → 災害時の手続き (急を要する場合)</p>	<p>カドクターヘリ 〔略〕</p> <p>平常時の手続き → 災害時の手続き → 災害時の手続き (急を要する場合)</p>
7	救助・救急・医療活動	501	<p>〔前略〕</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>	<p>〔前略〕</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
8	消防活動	504	<p style="text-align: center;"><b>消防団組織図</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>消防団組織図</b></p>
10	要配慮者に対する応急活動	507	<p><b>1 避難受入活動</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難所での生活環境整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>〔前略〕</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>エ・オ [略]</p>	<p><b>1 避難受入活動</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難所での生活環境整備</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>〔前略〕</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>エ・オ [略]</p>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
11	緊急輸送活動	511	<p>3 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>4 <b>輸送拠点の確保</b></p> <p>緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。</p> <p>(1) 地域内物資輸送拠点（資料6－1参照）を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p> <p>(2) 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p> <p>5・6 〔略〕</p>
12	避難受入れ及び情報提供活動	520	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア～ク 〔略〕</p> <p>ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>コ・サ 〔略〕</p> <p>(2) 運営</p> <p>ア 指定避難所の運営</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) <u>指定避難所における生活環境に注意を払い、安心して避難所生活を過ごすため、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p>	<p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア～ク 〔略〕</p> <p>ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>コ・サ 〔略〕</p> <p>(2) 運営</p> <p>ア 指定避難所の運営</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) <u>指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。</u></p> <p>a <u>トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p>b <u>食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p>c <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p>d <u>入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保</u></p> <p>e <u>避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p>(a) <u>パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p>(b) <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
12	避難受入れ及び情報提供活動	521		<p>(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p> <p>(d) 洗濯等の頻度</p> <p>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) し尿及びごみの処理状況</p> <p><u>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p>
		522	(エ)～(ク) [略]	<p>(エ)～(ク) [略]</p> <p><u>(ケ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p><u>(コ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(サ)・(シ) [略]</u></p> <p><u>(ス) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p>
		523	<p>(サ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 要配慮者への対応</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ)～(オ) [略]</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 [略]</p>	<p>イ [略]</p> <p>ウ 要配慮者への対応</p> <p>(ア) [略]</p> <p><u>(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。</u></p> <p><u>(ウ)～(カ) [略]</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 [略]</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
16	生活必需品の調達供給活動	542	<p>〔前略〕</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>〔前略〕</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。</p>
17	保健衛生、感染症予防活動	544	<p><b>1 保健衛生活動</b></p> <p>(1) 健康調査、健康相談</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所（保健所）に置かれる佐久地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する<u>ものとする</u>。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p><b>2 感染症予防活動</b></p> <p>(1) 感染症予防班等の編成及び組織</p> <p>災害の規模及び感染症予防地区の規模に対応する早期感染症予防活動を行うため、必要に応じ感染症予防班、<u>検病</u>調査班、検水調査班を編成し、感染症予防対策を講ずる。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>検病</u>調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、<u>検病</u>調査に当たる。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) <u>検病</u>及び健康診断</p> <p><u>検病</u>及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。</p> <p>(3) 感染症まん延防止のための措置</p> <p>被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した</u>場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 避難所の防疫措置</p> <p>避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。</p>	<p><b>1 保健衛生活動</b></p> <p>(1) 健康調査、健康相談</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所（保健所）に置かれる佐久地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p><b>2 感染症予防活動</b></p> <p>(1) 感染症予防班等の編成及び組織</p> <p>災害の規模及び感染症予防地区の規模に対応する早期感染症予防活動を行うため、必要に応じ感染症予防班、<u>健康</u>調査班、検水調査班を編成し、感染症予防対策を講ずる。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>健康</u>調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、<u>健康</u>調査に当たる。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) <u>健康調査</u>及び健康診断</p> <p><u>健康調査</u>及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。</p> <p>(3) 感染症まん延防止のための措置</p> <p>被災地において<u>感染症の発生、拡大がみられる</u>場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 避難所の防疫措置</p> <p>避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
17	保健衛生、感染症予防活動	545	<p>ア [略]</p> <p>イ 感染症予防活動は、次の事項に重点をおいて行う。</p> <p>(ア) <u>検病</u></p> <p>(イ)～(オ) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 感染症予防活動は、次の事項に重点をおいて行う。</p> <p>(ア) <u>健康調査</u></p> <p>(イ)～(オ) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>
22	ライフライン施設応急活動	577	<p><b>2 下水道施設の復旧活動</b></p> <p>(1) 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>ア 被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>イ <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p><b>2 下水道施設の復旧活動</b></p> <p>(1) 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
25	建築物災害応急活動	596	<p><b>3 文化財</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について<u>県教育委員会</u>に報告する。</p>	<p><b>3 文化財</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について<u>県</u>に報告する。</p>
26	道路及び橋りょう応急活動	598	<p>風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>[後略]</p> <p><b>1・2 [略]</b></p> <p><b>3 応急復旧</b></p> <p>(1) 佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧を行う。</p> <p>[後略]</p> <p><b>1・2 [略]</b></p> <p><b>3 応急復旧</b></p> <p>(1) 佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための<u>道路啓開及び</u>応急復旧を最優先に実施する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
32	飼養動物の保護対策	623	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>また、飼い主が<u>ペット</u>と同行避難するための適正な飼育環境を確保し、<u>適正飼養</u>を行う。</p> <p><b>1 市が実施する計画</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>ペット</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p>	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師会等と連携して</u>実施する。</p> <p>また、飼い主が<u>家庭動物</u>と同行避難するため、<u>適正な飼育環境を確保する</u>。</p> <p><b>1 市が実施する計画</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家庭動物</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p>

### 第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
1	復旧・復興の基本方針の決定	801	<p><b>2 支援体制</b></p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を活用する。</u></p>	<p><b>2 支援体制</b></p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の活用も含めて検討する。</u></p>
2	迅速な原状復旧の進め方	802	<p><b>1 被災施設の復旧等</b></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適當と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p><b>2</b> [略]</p> <p><b>3 職員派遣</b></p> <p>[前略]</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><b>1 被災施設の復旧等</b></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p><b>2</b> [略]</p> <p><b>3 職員派遣</b></p> <p>[前略]</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

### 第3編 震災対策編

#### 第2章 災害応急対策計画

節	節名	頁	旧（令和6年3月現在）	新（今回修正案）																																																										
1	非常参集職員の活動	954	<p><b>3 動員配備体制の一般的基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興部</td><td>商工観光課</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td></tr> </tbody> </table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	[略]						産業振興部	商工観光課					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						<p><b>3 動員配備体制の一般的基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>警戒体制</th><th>応急体制</th><th>第1次配備体制</th><th>第2次配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興部</td><td>商工観光課</td><td><b>課長</b></td><td><b>課長</b></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td></tr> </tbody> </table>	部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制	[略]						産業振興部	商工観光課	<b>課長</b>	<b>課長</b>			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																									
[略]																																																														
産業振興部	商工観光課																																																													
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																									
[略]																																																														
部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制																																																									
[略]																																																														
産業振興部	商工観光課	<b>課長</b>	<b>課長</b>																																																											
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																									
[略]																																																														
24	建築物災害応急活動	958	<p><b>3 文化財（資料13-1参照）</b></p> <p>(1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<b>県教育委員会</b>、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について<b>県教育委員会</b>に報告する。</p>	<p><b>3 文化財（資料13-1参照）</b></p> <p>(1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<b>県</b>、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について<b>県</b>に報告する。</p>																																																										

## 第4編 火山災害対策編

### 第1章 災害予防計画

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
1	火山災害に強いまちづくり		<p>4 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 ア～ケ [略]</p> <p>コ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p> <p>サ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山災害警戒地域の指定 ア [略]</p> <p>イ 火山災害警戒地域の指定があったときは、地域防災計画において次の事項を定める。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p><u>また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</u></p> <p>なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>4 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 ア～ケ [略]</p> <p>コ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。<u>なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する。</u></p> <p>サ [略]</p> <p>(6) 火山災害警戒地域の指定 ア [略]</p> <p>イ 火山災害警戒地域の指定があったときは、地域防災計画において次の事項を定める。</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p><u>警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</u></p> <p>なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成<u>又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市長に報告する。</u></p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p><u>(9) 避難促進施設の支援</u></p> <p><u>必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し、必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。</u></p>

## 第2章 災害応急対策計画

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
1	活動体制の確立	1155	<p><b>4 広域的応援体制</b></p> <p>他の市町村との相互応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずる。</p> <p>なお、県では、浅間山の火山活動に伴う防災対策を迅速かつ統一的に実施するため「<u>浅間山火山対策会議</u>」（資料14-1・14-2）及び「浅間山火山防災協議会」（資料14-9・14-12）を設置しており、市はその構成員でもある。市は、浅間山火山防災協議会を通じ浅間山の防災に関する必要な基本的事項を協議し、災害時には広域的な連携の下、応急活動に当たる。</p>	<p><b>4 広域的応援体制</b></p> <p>他の市町村との相互応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずる。</p> <p>なお、県では、<u>活動火山対策特別措置法第4条により</u>、浅間山の火山活動に伴う防災対策を迅速かつ統一的に実施するため「浅間山火山防災協議会」（資料14-9・14-12）を設置しており、市はその構成員でもある。市は、浅間山火山防災協議会を通じ浅間山の防災に関する必要な基本的事項を協議し、災害時には広域的な連携の下、応急活動に当たる。</p>

節	節名	頁	旧（令和7年3月現在）	新（今回修正案）
2	災害発生直前の対策	1160	<p><b>3 異常現象発見の通報</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図</p> <pre> graph TD     subgraph Old [ ]         A1[気象庁火山監視課 東京管区気象台] &lt;--&gt; B1[内閣府(防災)]         A2[長野地方気象台 浅間山火山防災連絡事務所] &lt;--&gt; B1         A3[県危機管理防災課] &lt;--&gt; B2[群馬県危機管理室]         A4[県佐久地域振興局] --&gt; B2         A5[県砂防課] --&gt; B3[佐久建設事務所]         A6[警備第二課] --&gt; B4[小諸市危機管理課]         A7[小諸警察署 佐久警察署 軽井沢警察署 高速道路交通警察隊] --&gt; B5[佐久市危機管理課]         A8[第13普通科連隊第3科] &lt;--&gt; B6[陸上自衛隊第12旅団第2部]         A9[しなの鉄道(株)] --&gt; B7[御代田町総務課]         A10[長野国道事務所] --&gt; B8[佐久広域連合消防本部]         A11[信越自然環境事務所] --&gt; B9[東日本高速道路(株) 佐久管理事務所]         B2 &lt;--&gt; C1[長野地方気象台 東京管区気象台]         C1 &lt;--&gt; C2[浅間山火山防災連絡事務所]         C2 &lt;--&gt; C3[県危機管理防災課]         C3 &lt;--&gt; C4[群馬県危機管理室]         C3 &lt;--&gt; C5[火山専門家]         C3 &lt;--&gt; C6[内閣府(防災)]     end     subgraph New [ ]         A1 &lt;--&gt; B1         A2 &lt;--&gt; B1         A3 &lt;--&gt; B2         A4 &lt;--&gt; B2         A5 &lt;--&gt; B3         A6 &lt;--&gt; B4         A7 &lt;--&gt; B5         A8 &lt;--&gt; B6         A9 &lt;--&gt; B7         A10 &lt;--&gt; B8         A11 &lt;--&gt; B9         B2 &lt;--&gt; C1         C1 &lt;--&gt; C2         C2 &lt;--&gt; C3         C3 &lt;--&gt; C4         C3 &lt;--&gt; C5         C3 &lt;--&gt; C6     end </pre>	<p><b>3 異常現象発見の通報</b></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図</p> <pre> graph TD     subgraph Old [ ]         A1[気象庁火山監視課 東京管区気象台] &lt;--&gt; B1[内閣府(防災)]         A2[長野地方気象台 浅間山火山防災連絡事務所] &lt;--&gt; B1         A3[県危機管理防災課] &lt;--&gt; B2[群馬県危機管理室]         A4[県佐久地域振興局] --&gt; B2         A5[県砂防課] --&gt; B3[佐久建設事務所]         A6[警備第二課] --&gt; B4[小諸市危機管理課]         A7[小諸警察署 佐久警察署 軽井沢警察署 高速道路交通警察隊] --&gt; B5[佐久市危機管理課]         A8[第13普通科連隊第3科] &lt;--&gt; B6[陸上自衛隊第12旅団第2部]         A9[しなの鉄道(株)] --&gt; B7[御代田町総務課]         A10[長野国道事務所] --&gt; B8[佐久広域連合消防本部]         A11[信越自然環境事務所] --&gt; B9[東日本高速道路(株) 佐久管理事務所]         B2 &lt;--&gt; C1[長野地方気象台 東京管区気象台]         C1 &lt;--&gt; C2[浅間山火山防災連絡事務所]         C2 &lt;--&gt; C3[県危機管理防災課]         C3 &lt;--&gt; C4[群馬県危機管理室]         C3 &lt;--&gt; C5[火山専門家]         C3 &lt;--&gt; C6[内閣府(防災)]     end     subgraph New [ ]         A1 &lt;--&gt; B1         A2 &lt;--&gt; B1         A3 &lt;--&gt; B2         A4 &lt;--&gt; B2         A5 &lt;--&gt; B3         A6 &lt;--&gt; B4         A7 &lt;--&gt; B5         A8 &lt;--&gt; B6         A9 &lt;--&gt; B7         A10 &lt;--&gt; B8         A11 &lt;--&gt; B9         B2 &lt;--&gt; C1         C1 &lt;--&gt; C2         C2 &lt;--&gt; C3         C3 &lt;--&gt; C4         C3 &lt;--&gt; C5         C3 &lt;--&gt; C6     end </pre>

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)																																						
2	災害発生直前の対策	1163	<p><b>別紙2-1</b> 浅間山の噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>レベル</th><th>保全対象施設及び道路</th><th>想定される防災対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報</td><td>3 (入山規制)</td><td>火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>アサマ2000パークスキー場</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2 (火口周辺規制)</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	名称	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	3 (入山規制)	火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>アサマ2000パークスキー場</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕	〔略〕	2 (火口周辺規制)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p><b>別紙2-1</b> 浅間山の噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>レベル</th><th>保全対象施設及び道路</th><th>想定される防災対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報</td><td>3 (入山規制)</td><td>火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>高峰マウンテンパーク</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2 (火口周辺規制)</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	名称	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	3 (入山規制)	火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>高峰マウンテンパーク</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕	〔略〕	2 (火口周辺規制)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
名称	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	3 (入山規制)	火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>アサマ2000パークスキー場</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕	〔略〕																																							
	2 (火口周辺規制)	〔略〕	〔略〕																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
名称	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	3 (入山規制)	火口～おおむね4km超 【居住区+施設】 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター <u>高峰マウンテンパーク</u> 高峰マウンテンホテル 高峰温泉 〔後略〕	〔略〕																																							
	2 (火口周辺規制)	〔略〕	〔略〕																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
		1165	<p><b>別紙2-3</b> 施設の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合</th><th>噴火空振りの情報発表時</th><th>噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>アサマ2000パークスキー場</u></td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内</td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内</td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	施設	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	噴火空振りの情報発表時	噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<u>アサマ2000パークスキー場</u>	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p><b>別紙2-3</b> 施設の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合</th><th>噴火空振りの情報発表時</th><th>噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>高峰マウンテンパーク</u></td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内</td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内</td><td>通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	施設	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	噴火空振りの情報発表時	噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<u>高峰マウンテンパーク</u>	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕						
施設	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	噴火空振りの情報発表時	噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
<u>アサマ2000パークスキー場</u>	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
施設	前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合	噴火空振りの情報発表時	噴火後若しくは前兆なしの噴火発生時																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							
<u>高峰マウンテンパーク</u>	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供) 登山禁止の案内	通常営業(宿泊者等への情報提供・注意喚起) 登山禁止の案内 宿泊者等の安否確認																																							
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																							

## 第5編 その他の災害対策編

節	節名	頁	旧 (令和7年3月現在)	新 (今回修正案)																				
1	雪害対策	1303	<p><b>第2 災害応急対策計画</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 気象警報・注意報等の伝達活動</b></p> <p>(1) 警報・注意報の発表基準</p> <p>長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。</p> <p>市の雪に関する警報及び注意報の発表基準は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪警報</td><td>平均風速17m/s以上、雪を伴う。</td></tr> <tr> <td>大雪警報</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>風雪注意報</td><td>平均風速13m/s以上、雪を伴う。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風雪警報	平均風速17m/s以上、雪を伴う。	大雪警報	[略]	風雪注意報	平均風速13m/s以上、雪を伴う。	[略]	[略]	<p><b>第2 災害応急対策計画</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 気象警報・注意報等の伝達活動</b></p> <p>(1) 警報・注意報の発表基準</p> <p>長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。</p> <p>市の雪に関する警報及び注意報の発表基準は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪警報</td><td>平均風速17m/s、雪を伴う。</td></tr> <tr> <td>大雪警報</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>風雪注意報</td><td>平均風速13m/s、雪を伴う。</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風雪警報	平均風速17m/s、雪を伴う。	大雪警報	[略]	風雪注意報	平均風速13m/s、雪を伴う。	[略]	[略]
種類	発表基準																							
暴風雪警報	平均風速17m/s以上、雪を伴う。																							
大雪警報	[略]																							
風雪注意報	平均風速13m/s以上、雪を伴う。																							
[略]	[略]																							
種類	発表基準																							
暴風雪警報	平均風速17m/s、雪を伴う。																							
大雪警報	[略]																							
風雪注意報	平均風速13m/s、雪を伴う。																							
[略]	[略]																							
6	大規模な火事災害対策	1382	<p><b>5 消火活動</b></p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>〔前略〕</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、<u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</u></p> <p><u>また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p><b>5 消火活動</b></p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>〔前略〕</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、<u>次の対策を実施し、人員の確保を図る。</u></p> <p>ア <u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。</u></p> <p>イ <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>ウ <u>消防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自主防災組織等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p>																				

## 第6編 原子力災害対策編

節	節名	頁	旧(令和7年3月現在)	新(今回修正案)
3	災害応急対策	1446	<p><b>3 活動体制</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置基準及び設置場所</p> <p>市長は、次に掲げる状況になったとき、小諸市災害対策本部を設置する。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>なお、設置場所は次の順位とする。</p> <p>第1位 小諸市役所3階第1・2会議室</p> <p>第2位 <u>文化センター2階第1講義室</u></p> <p>イ・ウ [略]</p>	<p><b>3 活動体制</b></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置基準及び設置場所</p> <p>市長は、次に掲げる状況になったとき、小諸市災害対策本部を設置する。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>なお、設置場所は次の順位とする。</p> <p>第1位 小諸市役所3階第1・2会議室</p> <p>第2位 <u>小諸消防署3階大会議室</u></p> <p>イ・ウ [略]</p>
		1448	<p><b>7 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p>イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p><b>7 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p>イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>(2)・(3) [略]</p>